



様式第4号(第6条関係)

城里町指令第 5 号

許 可 証

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏名 勝田環境 株式会社

代表取締役 望月 福男 様

令和6年3月5日に申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項・~~第35条第1項~~の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地 及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境 株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集、運搬及び 処分の別	収集・運搬
営業の区域	城里町
処理料金	運搬費(20,000円/2t車、25,000円/4t車、31,000円/10t車)
営業許可期間	自 令和6年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日
許可条件	<ul style="list-style-type: none">この許可書は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。車両には事業所名を表示すること。処理・処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。法令、条例、規則、上記事項及びその他町長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。必要に応じて事業所等への立ち入りを行う。

令和6年 4月 1日

城里町長 上遠野

修

